

森林環境譲与税について

○森林環境譲与税とは

森林環境税は、地球温暖化や災害防止等の観点から、森林整備に必要な地方財源を確保するため国民一人当たり 1,000 円を課し、町が個人住民均等割と合わせて徴収しています。

森林環境税は、いったん国に集められ市区町村と都道府県に「森林環境譲与税」として再配分されます。

○森林環境譲与税と使い道

森林環境譲与税の使い道は、下記 4 点を目的として使うことが法律で定められており、町は独自の基本方針を定め、森林環境譲与税を計画的かつ効率的に活用するよう努めています。

- ①森林整備の推進 ②人材育成・担い手確保
③木材利用の促進 ④普及啓発



▲リンク先二次元コード

津別町がこれまでに、活用した森林環境譲与税は下記のとおりです。

基本方針と活用実績の詳細はホームページに掲載しています。リンク先をご参照ください。

単位：千円

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
森林環境譲与税		12,075	25,660	25,804	30,930	30,930	42,327
森林環境譲与税充当額		0	23,951	8,289	50,666	40,732	33,605
内訳	森林整備の推進	0	19,496	4,046	34,058	27,492	22,491
	人材育成・担い手の確保	0	4,455	4,243	3,578	7,543	7,041
	木材利用の促進	0	0	0	13,030	5,577	3,927
	普及啓発	0	0	0	0	120	145.2
	基金積立	12,075	1,709	17,515	0	0	0

水道スマートメータ導入に伴う設置工事について

津別町では水道メータの検針を毎月 1 回、検針員がご家庭等を訪問していましたが、検針の自動化を行うため、全家庭及び事業所等を対象に水道スマートメータ導入に伴う無線通信端末の設置工事を行っています。

無線通信端末の設置工事に伴って、既存メータの液晶表示部に以下のような表示がされる場合がありますが、水道料金に影響はありませんのでご安心ください。

- 【設置工事期間】 令和 7 年 7 月～ 1 2 月
※設置工事の際、断水等は発生しません。

【液晶表示部の例】



▲「E-1」という表示



▲水道使用量を表す数字の表示



問い合わせ先

水道係 21 番窓口

☎ 7 7—8 3 8 9

募集

陸・海・空自衛隊募集のお知らせ

自衛官候補生

応募資格

18 歳以上 33 歳未満

受付期間

年間を通じて行っています。 ※予定日以外の試験日については、お問い合わせください。

試験日・会場

11 月 14 日(金) 美幌 12 月 6 日(土) 美幌

一般曹候補生 1 次

応募資格

18 歳以上 33 歳未満

受付期間

9 月 16 日(火)～11 月 21 日(金)

試験日・会場

11 月 30 日(日) 美幌

高等工科学校生徒(一般試験) 応募資格

17 歳未満の中卒者(見込み含) 男子

受付期間

10 月 1 日(水)～1 月 15 日(木)

試験日・会場

1 月 24 日(土) 北見

問い合わせ先

自衛隊帯広地方協力本部 北見地域事務所

☎ 0 1 5 7—2 3—6 8 2 6

「丸玉木材森づくり基金」を活用して森林を整備しています

「丸玉木材森づくり基金」は、丸玉木材株式会社より受けた寄付を原資として、「愛林のまち つべつ」の緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、森林資源の造成と保全や未来立木地対策を図るため、平成 20 年度に設置した基金です。

この基金を街が単独補助事業として取り組んでいる「愛林のまち緑資源を守る推進事業」の財源の一部として運用し、造林や保育など森林の手入れを進めています。

令和 6 年度及び累計の実績は以下のとおりです ※造林事業は雪害等における被害木の整理を含みます。

事業種		令和 6 年度		累 計 (平成 20 年度～令和 6 年度)	
		面 積 (ha)	助成金額 (千円)	面 積 (ha)	助成金額 (千円)
造林事業		44.23	2,210	1,494.65	88,170
保 育	下 刈	119.00	2,315	4,312.29	55,307
	除 伐	0	0	844.86	13,945
	保育間伐	35.00	875	76.83	1,921
	間 伐	45.38	1,361	302.42	7,623
野ねずみ駆除		764.81	765	13,575.59	13,576
林地流動化		2.92	29	101.49	1,014
合 計		1,011.34	7,555	20,708.13	181,556
基金充当額			5,680		81,623

「愛林のまち緑資源を守る推進事業」助成内容

①造林事業

町内の標準造林事業費の 9 7 % (森林病虫害の被害による再造林の場合は 9 8 %) を上限として補助する金額とし、実行経費が標準事業費を下回った場合はその額とする。

※地ごしらえ(伐採跡地の整地)、苗木の植え付け

②下刈 (1 回刈) 全刈 【13,000 円／ ha】
(2 回刈) 全刈 【24,000 円／ ha】

※苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業

③除伐【18,000 円／ ha】

※育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木の伐採作業

④保育間伐【25,000 円／ ha】

※育成の対象となる樹木の混み具合に応じて、

一部の樹木を伐採する作業

⑤初回間伐【30,000 円 /ha】

※育成の対象となる樹木の混み具合に応じて、搬出を伴う樹木の伐採作業

⑥野ねずみ駆除【1,000 円／ ha】

※植栽木の野ねずみによる食害を防ぐための薬剤散布

⑦林地流動化対策事業

造林を目的に山林を購入し、造林を行ったものに対し、林地流動化助成金として 10,000 円／ ha を上限に標準地価相当額を交付する。

問い合わせ先 林政係 18 番窓口 ☎ 77—8386

15 広報つべつ 2025 年 11 月号

広報つべつ 2025 年 11 月号 14